

日出町議会録画中継に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日出町議会（以下「町議会」という。）の録画中継を行うことにより、広く町民に公開し、より開かれた町議会を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「録画中継」とは、町議会の会議の音声及び映像を記録し、編集した後、公衆の閲覧に供することをいう。

(録画中継の実施)

第3条 録画中継は、本会議を対象として行うものとする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第115条第1項ただし書の規定により秘密会とされた本会議の録画中継は、行わない。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する議事、発言等に係る部分の録画中継は、行わない。

(1) 議長が制止又は取消しを命じた発言及び議員その他の出席者が取り消した発言

(2) 町議会の品位を保つために、議長が適当でないと認めた音声及び映像

(3) 前2号に掲げるもののほか、機器の故障等により録画できない音声及び映像

3 機器の故障等により会議の音声及び映像を記録できない場合においても、本会議の開会及び進行を妨げるものではない。

4 録画中継による個々の情報は、地方自治法第123条第1項に規定する会議録としない。

(録画中継の方法)

第4条 録画中継は、インターネットを利用して配信する方法により行うものとする。

2 会議の音声及び映像の記録は、原則として1日を1単位として編集するも

のとする。ただし、一般質問（日出町議会会議規則（昭和62年日出町議会規則第1号）第61条第1項の質問をいう。）については、議員1人を1単位として編集するものとする。

（配信期間）

第5条 録画中継は、本会議が終了した日から7日（日出町の休日を定める条例（平成元年日出町条例第30号）第1条第1項に規定する休日を除く。）以内を目途として配信するものとする。

2 録画中継の配信期間は、原則として当該本会議が終了した日から1年間とする。

（記録方法）

第6条 会議の音声及び映像の記録は、原則として発言者を撮影して行うものとする。ただし、表決については、議員全員を撮影する。

2 議長は、前項ただし書の場合において、傍聴席が撮影される旨を、事前に傍聴人に周知するものとする。

（著作権及び免責）

第7条 録画中継する会議の音声及び映像に係る著作権は、町に帰属し、町議会が管理する。

2 録画中継の視聴者が録画中継を視聴したこと又は録画中継の情報を使用したことによって生じた損害について、町は、その責を負わない。

（庶務）

第8条 録画中継に関する庶務は、議会事務局において処理する。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、録画中継に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。